

第4回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年10月28日（月）午後2時45分～午後3時35分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

2番 馬場正国	3番 中川繁憲	4番 楠田耕三	5番 寺田俊秀
6番 宮崎陽一	8番 植木健太郎	9番 石橋浩昭	10番 山崎伸吾
11番 寺田健蔵	12番 山下勝也	13番 濱本康弘	14番 浅田修弘
15番 内田一郎	17番 水田 勇	18番 金子初夫	

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

19番 増田孝徳	20番 入江泰子	23番 松尾和昭	24番 山口俊一
25番 田中芳邦	26番 吉岡長久	28番 本多正敬	29番 岡田裕弥
30番 原田久也	31番 本多晋介	32番 三宅東英	33番 飛永敏博
34番 本多 力	35番 中山秀樹	36番 田中八郎	37番 田中昭博
38番 荒木健一	39番 山本敏晴	40番 宮崎 努	41番 本田勝彦
42番 柴内成世	43番 金井圭司	44番 石橋正浩	46番 本多信之介
47番 木下勝徳	48番 太田保則		

4 欠席委員
(農業委員)

1番 相良栄一郎 7番 神崎好史 16番 伊崎美代子

(農地利用最適化推進委員)

21番 中野裕二 22番 末吉秀明 27番 林田浩也 45番 兼俣朝樹

5 議事録署名委員 8番 植木健太郎 9番 石橋浩昭

6 事務局出席者 山本忠介 山口朋子 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局（〇〇） それでは、ただいまから第4回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、1 番相良委員、7 番神崎委員、1 6 番伊崎委員、2 1 番中野委員、2 2 番末吉委員、2 7 番林田委員、4 5 番兼俵委員の農業委員 3 名、推進委員 4 名から欠席の届出があつております。また、少し遅れると 1 4 番浅田委員から連絡があつております。出席農業委員数は 1 5 名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第 5 条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第 4 回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、大変お忙しい中に出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨日投開票の衆議院議員選挙でございますが、まだまだ新しい政権の誕生が待ち遠しいところでございます。農業分野の施策については、地方の農業振興が図られるよう期待したいところでございます。

開会前に、作業部会から報告等がございました新規プロジェクト事業につきましては、皆様方のご協力を得ながら実現し、地域農業振興に農業委員会総体として取り組んでまいりますので、引き続きのご協力をお願いいたします。

農地パトロールにつきましては、体調管理に留意され実施していただいているものと思っております。現地においては、地形等により道路からの見通しが悪い箇所などがあるかと思いますが、ドローンを活用した調査も可能ですので、ぜひご検討いただきたいと思います。

また、本日は案内のとおり、午後 4 時より農業者年金加入推進大会を、関係する皆様にご参加いただき、開催することにしております。長時間にわたりますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

事務局から、農業委員 1 9 名中、出席委員は現在 1 5 名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に 8 番植木委員、9 番石橋委員を指名します。

ただいまから議案の審議に入ります。

それでは、**議案第 1 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について** を議題といたします。

番号 1 について事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 皆さん、お疲れさまでございます。長丁場になりますけれども、今日はよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明いたします。

議案第 1 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。

2 ページをお願いします。

番号 1、岐阜県大垣市の〇〇さん、土地が深江町〇〇番、地目が畑、現況が山林となっております。地積のほうで 8 2 6 平米です。転用の目的は植林です。平成 1 2 年頃に亡きお父様のほうが申請地に植林しており、今後も植林、山林として利用するということで、追認許可を受けたいということでございます。なお、農振内の農用地外ということで、令和 6 年 1 0 月 3 日付で簡易手続相当の追認許可相当というものをいただいております。

先ほども言いましたけれども、本案件につきましては、申請者の亡くなられた父親が平成〇〇年頃に農地法第 4 条の転用許可を受けずに杉を植林しておりました。今回、申請者が相続後、不動産等の登記情報を確認したところ、地目が畑になっており、転用許可を受けずに植林していた

ことによる違反転用案件として、去る令和6年9月25日付で県へ違反転用連絡票を提出し、10月3日付で追認許可相当の判断を受けたということでございます。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。植林用地が826平米、現状のまま利用いたします。現在、杉220本を植林しており、木の間隔としましては2mから3mということになっております。ただし、写真等でも見ていただければと思いますが、もう平成12年に植林されておりまして、もう既に結構背が高くなっているという状況になっております。

なお、地元の〇〇自治会長様より、父親である故〇〇さんが平成〇〇年頃に植林され、現在に至っていることに相違ないという旨の証明書の提出がっております。

雨水につきましては、現状のまま自然流下です。汚水、雑排水については発生いたしません。資金につきましては、もう既に完了しているものでありますので発生いたしません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

10月24日午前10時20分頃、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇推進委員、それと職員3人と、〇〇さんの親族である〇〇さんの立会いの下で現地調査を行いました。場所的には、ちょっと分かりにくいんですけども、〇〇集落公民館を過ぎて〇〇川を横切って、それからちょっと下流に下ったところ、〇〇水源から200mほど下流になります。周りは、〇〇土地改良区の基盤整備で水田となっているんですけども、この申請地の手前のところに3、4mぐらいの石垣があって、1段結構高くなっている場所になります。ですから、基盤整備では、この辺は除外地になっているんだろうと思います。もともと畑があったらしいです。その手前も畑でしょうけれども、もう山林化して、一見もう山のような感じです。

それで、見てきたんですけども、とてもこれを元に戻すということとはできないということで、許可相当がよろしいんじゃないかと私は考えますけれども、皆さんのご審議をよろしく願います。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員が言われたとおり、問題ありません。

以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 よろしいですか。

議長 〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 申請地の北側、東西は、これは何ですか。農地ですか。

事務局(〇〇) 北側、ちょうどここになります。ここは、地目が田なんですけれども、実はここに、先ほどちょっと言われましたけれども、2m、3mと、ちょっと岩ぐらいの高さの段差がありまして、ここから直接行き来ができない。そして、あちらの上のほうも、実は道路から入れるようになってはいるんですけども、歩きでしか入れない。車両が入れないんです。反対側から行くと、こっちのほうにはまた宅地があったり、山があったりということで、孤立したところになります。ですので、連担はしていないということで第2種農地という判断をしております。

〇〇番〇〇委員 じゃ、その北側とそのもっと右側ですね、東側になる。そうですね、そこは農地です

か。

事務局（〇〇）　ここですね。ここは山林。ここから、ここを下って川があります。入っていますので、ここもまたUターンになるという形ですね。ここだけが農地に残っているという形で。

〇〇番〇〇委員　北側は。

事務局（〇〇）　ここも山林。

〇〇番〇〇委員　水田ですね。

事務局（〇〇）　ここは、この間にも土地があるんですけども、ここも山林、地目になっているということです。

〇〇番〇〇委員　その山林、〇〇は農地じゃないということ。

事務局（〇〇）　ここですね、〇〇。

〇〇番〇〇委員　はい。

事務局（〇〇）　ここは山林です。地目は山林になっております。

〇〇番〇〇委員　農地でしょう。

事務局（〇〇）　いや、地目は山林です。

〇〇番〇〇委員　山林。

事務局（〇〇）　はい。

〇〇番〇〇委員　そしたら、〇〇は。

事務局（〇〇）　ここですね。〇〇は、農地ではあるんですけども、ここは段差になっていて、ここは行き来できないところになっています。

〇〇番〇〇委員　いや、行く行かんは別として、農地かと聞いているんです。

事務局（〇〇）　地目は農地だったと記憶しています。ただ、現在としてはもう山林化しているところになっています。

〇〇番〇〇委員　〇〇とその隣、この図面では判別が、数字が読めないのも、そこは、2つは農地ということですね。

事務局（〇〇）　はい。ここはもう完全に山林になってしまして。

〇〇番〇〇委員　はい。そこは結構です、南側です。問題は北側を聞いているわけです。〇〇とその西側ですね。

事務局（〇〇）　ここですね、これですね。

〇〇番〇〇委員　それは山林ですね。

事務局（〇〇）　ごめんなさい。これは畑ですね。これ、地目は畑です。ただ、ここも荒れていまして、農振農用地からここ一帯がもう外れている。

〇〇番〇〇委員　農振からはですね。

事務局（〇〇）　はい。

〇〇番〇〇委員　農地というのは間違いないということですね。

事務局（〇〇）　農振から除外されているところになります。農振農用地からはですね。

〇〇番〇〇委員　農地としては間違いないということですね。

事務局（〇〇）　はい。地目は畑ということです。ごめんなさい。すみませんでした。

〇〇番〇〇委員　その北側に農地があることに関して、植林されて、木がそこにかかってしまっていると、その被害の状態とかあたりはどうなっているんですか。

事務局（〇〇）　ここですよ。ここからここに対しての日当たりとかということになるんですか。

〇〇番〇〇委員　そうですね。日照、通風ですね。

事務局（〇〇） 通風については、間があって、ちょっと段差があるというのがあるんですけども、日照については、実際は影響はそうはないということで見ております。現状のままということと、被害のおそれはないということで被害防除計画を頂いております。

〇〇番〇〇委員 それは、誰が被害がないと言われているんですか。植林されていけば、ずっと上に伸びていくじゃないですか。それで日照関係は問題ないということですか。

事務局（〇〇） そうですね、今、ここが木があるところになるんですけども、ここは段差があって下がって、先ほどの地目が田のところになりますけれども、ここについては、ちょっと周りの方から特段何もなかったということもあって、実際、現地を見させていただいて、立会いの方も来られたので、その方にも聞いて、日照も、そういった苦情等、そういったことは今のところはないという話は聞いております。

〇〇番〇〇委員 今は耕作されていない農地ですので苦情はないかと思えますけれども、実際、農地であるならば、その辺に於いての被害防除を受けて、対処を取らなくちゃいかんのではないかと思うんですけど。その周りに、周辺の農地に支障等がある場合は、地域の農業委員等に対して確認をするということになっておりますよね。

事務局（〇〇） はい。

〇〇番〇〇委員 それをされて、簡易手続のほうをされたんですか。

事務局（〇〇） 簡易手続、この違反転用案件の連絡票というのは、まず、違反転用があった時点で事務局のほうから県のほうに発見したという、この場合については、もうそういうことがあった後で、そういったことがあって申出みたいで、ここをどうにかしたいんですけどということであって、農地ですねというお話で。そこから、事務局のほうから県のほうに直接もう連絡票ということでお送りするような形をしております。県のほうにも、ここら辺の航空写真とか、現場の写真とかをつけて送っている。それで、追認許可相当ということで返ってきたと。

〇〇番〇〇委員 分かりました。簡易手続というのは、順序は分かります。私も知っておりますけれども、それに関して、先ほども言いました周辺の農地に関して、そういうふうな日照関係の、それだけ木が大きくなると陰になるから、それだけの周辺の言わば、緩衝地を造る必要があるんじゃないですか。それに関しては、地域の農業委員等の意見を聞くとか、確認をするというふうになっておるようですけど。

議長 事務局。

事務局（〇〇） そうですね、こちらとしては、うちとしても、まずこちらについては、そういった形でまず県のほうに出させていただいて、そのときにもこの被害防除計画とか、そういったものを出させていただいてしてございまして、実際、ここの下の田んぼの方に私たちも実際、直でお会いして話をちょっと聞いておらんところがあるので、そこがちょっとあるんですけども、立会いに来られた方の話では、そういったことは聞いていないという話でしたのでということですね。

あと、緩衝地帯とか、そういったところを設けなければいかんと、確かにそういうところはあるでしょうとは思ってはおりますけれども、今回の場合は、ちょっとその前にも植林がなされていて、今の現状の状態になっているということもあって、そこら辺も考慮に入れて県のほうにも報告をしてということになっております。

〇〇番〇〇委員 周辺の農地は荒れても仕方ないということですかね。もうこういう案件が出た場合に、農地の真ん中で、こういうことで除外申請をされて、周りが農地のときに植林されて、木があって、枯れても仕方ないということになるということになると思えますけれども、そういうところをもっと十分検討して判断をしていただきたいと思います。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 言われることもごもっともなところはあるかと思います。実際、周りの状況とか、そういうのも含めて探っていただいて、ちょっと農振のほうの除外の手続きをするための全体見直しの時も、ちょっと現場のほうを農林課のほうの担当とも見させていただいて、ちょっと周りのほうも見させていただいていますけれども、本来、隣に地目農地があるということは、本来はなかなかできないところかなと思うんですけれども、やはり、もうちょっとそのあたりは、隣との協議というか、そういったところも必要なのかもしれないと今ちょっと思っていますけれども。

〇〇番〇〇委員 周辺が農地であって、現在耕作されていないという状態だから仕方がないかというふうな意見が出たのかと思いますけれども、こういう案件の周辺に対してどうなっているかというのは農業委員会等で確認するということになっておりますので、それを事務局が踏まえて簡易手続を取っていただきたいと思います。

事務局（〇〇） その簡易手続をする前に、一応地元の農業委員さん等に確認を今後はしてほしいということですか。

〇〇番〇〇委員 いや、もうこれはそういうふうに書いてあるんですよね。違反転用に関する事務局の準備というのがそこに書いてあります。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 〇〇委員さんのおっしゃるとおり、その部分はちょっと指針にのっとって、今後、事務のほうを進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 今後、簡単に無断転用を私たちが認めるということは、相当周辺農地に気を遣ってやらないと、農業委員会は何をしているんだと言われるんですよ。十分注意して判断をしていただきたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかにご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、**議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について** を議題といたします。
番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いします。

番号1、西彼杵郡長与町の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、西有家町〇〇番〇、地目畑、地積が361平米となっております。転用の目的は住宅用地です。現在、実家に同居していますけれども、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を譲り受けて住居を新築したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期については許可あり次第、期間は永久年となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模

が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。一般個人住宅、木造平屋建ての建築面積158.76平米となっております。最大0.96mの切土を行い、整地を行います。東側はコンクリート擁壁、西側・南側についてはブロック塀を設置し、北側はコンクリート敷のため、土砂の流出の心配はありません。雨水につきましては、敷地内に集水桝を新設し、道路側溝へ放流予定となっております。汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して同じ道路側溝へ放流予定となっております。なお、資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

10月24日、〇〇番の〇〇委員と〇〇番の〇〇推進委員と事務局3名で午前9時40分頃から現地に赴き、調査をいたしました。現地は、〇〇高校下の交差点から約200mから250mぐらいのところのちょうど十字路になるところの角地に当たります。北側と東側に道路がありまして、中央線のある道路です。

日照については、北側のほうは、こちらはもう中央線のある道路なので、日照については何も問題はないと思われます。また、それと、北西側のほうがちょっと高くなっておりまして、切土ということで、道路と駐車場の関係上、50cmから60cmぐらい下げると、道路との段差が少なくなり、入りやすい状態にするという部分と、というのは、東側のほうは1mというか、剥離があって、それも切土をするので、1mぐらいの高さになるということで、既に擁壁をして、ここが歩道になっていますので擁壁をして、転落防止の防護柵もつけるということです。それと、雨水に関しては、右方面側に側溝が通っておりまして、そこに溜桝をつけて流すということです。汚水については、合併浄化槽の備付けがあるということなので問題ないと思います。

以上で報告ですけれども、皆さんの意見を取りながら検討したのですが、何ら問題はないのではないかと意識したので、皆様のご意見等をよろしくをお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員さんの言われたとおり、何ら問題ないのかと思います。

以上、よろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第14号 農用地利用集積計画の決定について**を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第14号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規のみ1件、合計の1万274平米となっております。使用貸借権は今月はありませんでした。所有権移転につきましては、売買が4件の7,565平米、贈与が2件の合計で5,277平米の6件、合わせて1万2,842平米となっております。

中間管理事業、一括方式分につきましては、新規が、賃貸借権が5件、合計が1万857平米、使用貸借権が6件の2万1,662平米の計11件、3万2,519平米となっております。再設定が、賃貸借権が4件、1万4,044平米、使用貸借権が1件の3,751平米の合計5件、1万7,795平米となっております。なお、中間管理事業の合計につきましては、合わせて16件になります。5万314平米となっております。

それでは、個別の案件につきまして朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については朗読を割愛させていただきます。

それでは、4ページをお願いいたします。

(議案第14号 賃貸借権 番号1新規設定、所有権 番号2～7を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われま

す。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 番号2について、〇〇さんの農業計画はどのようになっていますか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 〇〇委員さんのお尋ねの番号2、〇〇さんのほうの状況ですけれども、この方は〇〇で〇〇業をされております。今般、〇〇のほうを自分の力で、作物をしたいということで、初めての農地取得という形にはなりますけれども、認定農家のほうは〇〇のほうで取っております。

以上でございます。

議長 ほか、ご意見ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がございませんので、議案第14号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、議案第14号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

9ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

以上をもちまして、議事を終了いたします。